

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換のご案内

1 目的

既往の保証協会の保証付融資があり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている東京都内の中小企業者及び組合の方々が、既往保証付融資の借り換えにより資金繰りの安定化や経営改善を図るための融資メニューです。

2 融資対象

次の(1)から(6)を全て満たしている方

- (1) 中小企業者又は組合であること。
- (2) 都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- (4) 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではありません。）。
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 次のアからエまでを全て満たしている方
 - ア 新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。
 - イ 「最近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後 3 か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和元年 12 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。
 - ウ 保証協会の保証付融資を利用していること。
 - エ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

3 融資条件

(1) 資金用途	運転資金 ※借換えの対象は既往の保証協会の保証付融資とします。
(2) 融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円） ※既往の保証協会の保証付融資に、この融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
(3) 融資期間	運転資金 10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
(4) 融資利率	【固定金利】 融資期間 3 年以内 1.7%以内 3 年超 5 年以内 1.8%以内 5 年超 7 年以内 2.0%以内 7 年超 10 年以内 2.2%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 融資期間 3 年以内 1.5%以内 3 年超 5 年以内 1.6%以内 5 年超 7 年以内 1.8%以内 7 年超 10 年以内 2.0%以内
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は運転資金 2 年以内）とします。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。

(6) 融資形式	証書貸付又は手形貸付
(7) 信用保証料	保証協会の定めるところによります。 東京都が信用保証料の全額を補助します。ただし、借換の対象となる融資の元金返済が1年以上継続して行われていない場合は、東京都が信用保証料の3分の2を補助します。
(8) 保証人	原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とします。
(9) 物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とします。

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付開始日

令和2年3月17日

(2) 融資申込受付機関及び取扱金融機関

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(3) 融資申込みに必要な書類

ア	信用保証委託申込書(※)及び信用保証委託契約書(※)	各1部
イ	個人情報取扱いに関する同意書(※)	2部
ウ	印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの)	各1部
エ	法人の場合は商業登記簿謄本	1部
オ	確定申告書(決算書)の写し(原則直近2期分)	2部
カ	納税証明書(法人税又は事業税(個人は所得税))	1部
キ	「新型コロナウイルス感染症対応」該当届	1部
ク	融資対象であることが確認できる書類の写し	1部
ケ	「新型コロナウイルス感染症借換」事業計画書	1部

※東京信用保証協会及びあつ旋機関から申し込む場合は、融資あつ旋用を使用してください。

5 その他

融資のご利用については、4(2)の各機関に御相談ください。

(問い合わせ先)

東京都産業労働局金融部金融課 03(5320)4877